

香川県条例第39号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

香川県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和31年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により徴収する分担金（以下「分担金」という。）<u>並びに法第91条の2第1項及び第6項に規定する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、<u>知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第3項において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の特別徴収金の額は、当該事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額から県が徴収する分担金又は負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を差し引いて得た額を限度とする。</u></p> <p>3 県は、<u>法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定による分担金（以下「分担金」という。）<u>及び法第91条の2第1項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、<u>知事が指定する事業の施行については、当該事業の受益者から、第2条第1項の規定により徴収する分担金のほか、各年度ごとに当該事業について国から交付される補助金の額、県が負担する金額及び市町が負担する負担金の額をその者が当該受益地域内において法第3条の資格を有している土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部につき当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われた場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じて特別徴収金を徴収する。</u></p>

該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。

5 第1項又は第3項の規定により徴収する特別徴収金は、一時払の方法により徴収するものとする。

6 知事は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

7 第1項の特別徴収金の徴収については、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定により徴収する特別徴収金は、一時払の方法により徴収するものとする。

3 知事は、転用に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

4 第1項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、県営土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業（次項において「機構関連事業」という。）を除く。）で当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 改正後の第5条第3項及び第4項の規定は、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による公告の日がこの条例の施行の日以後である機構関連事業について適用する。